



市民委員を随時募集しています

協働安全課市民協働グループ (☎ 38-5803)

市民委員登録制度とは、市政に関心を持つ市民にあらかじめ登録をしていただき、登録された市民委員の中から審議会等の委員を選任させていただくという制度です。

登録されると、市民委員が必要な審議会等を開催する際に、市民委員に選ばせていただくことがあります。なお、登録期間は、登録した日の属する年度の翌々年度の6月末日までです。

(例：令和2年度中に登録した場合は、令和4年6月30日まで)

【市民委員登録制度の流れ】

① 登録

興味のある分野を指定して登録

市民委員登録申込書を協働安全課へ提出してください。

※申込書は市ホームページまたは市役所6階協働安全課にあります。

興味のある分野

- a 健康・福祉
- b 環境・防災防犯
- c 生涯学習・教育
- d 都市基盤の整備
- e 産業の活性化
- f 協働・行財政運営
- g 市政全般 (a～f以外の分野を含む)

② 選任

市役所から審議会等の委員に選任



③ 参加

審議会等に参加



- ・○○審議会
- ・△△委員会
- ・□□協議会 など

お知らせ

多くの利用者により快適にご利用いただくため、市民プラザの空調設備を更新します。更新作業のため、5月22日(金)は午後7時に閉館します。ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

協働安全課市民協働グループ (☎ 38-5803)

男女共同参画コーナー

男女共同参画啓発パネルを展示します！

協働安全課市民協働グループ (☎ 38-5803)

男女共同参画社会の実現のための取組の一環として、下記のとおり啓発パネルを設置します。市役所へお越しの際は、ぜひご覧ください。

- とき 5月11日(月)～22日(金)
- ところ 市役所2階 市民ギャラリー

- パネルの内容 働き方の国際比較
－日本と世界 ジェンダーの視点から－